

## 委 託 仕 様 書 (案)

この仕様書は、令和6年度(2024年度)北海道動物愛護センター(道東センター)運用委託業務における収容動物飼養等の内容を示すものであり、受託者は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)、北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号)、その他関係法令を遵守するほか、この仕様書に定める事項について確実に履行しなければならない。

### 1 委託業務の趣旨

受託者が所有又は使用権限のある施設において、収容動物の新たな飼い主への譲渡の促進と適正飼養の普及啓発をすることにより、人と動物が共生する社会の実現を図る。

### 2 一般事項

#### (1) 動物愛護

受託者の従事者(以下「従事者」という。)は、常に動物愛護の精神を尊重し、その習性を考慮して業務を適正に行う。

#### (2) 飼養管理施設

一月当たり約30頭の犬及び猫を取り扱うことができ、動物愛護管理法に基づく飼養管理基準に合致する、又は、準ずる施設であることとする。

#### (3) 清潔及び安全の保持

ア 従事者は、常に施設の衛生管理に留意するとともに、清潔な服装の着用を心がける。

イ 従事者は、常に自身と動物の安全に配慮し、咬傷等の事故が発生することのないよう、十分注意する。

#### (4) 緊急時の対応法

事故その他緊急を要する場合には、管理責任者又は受託者の指定した者は、通報があつてから速やかに現場に到達し対応できる体制を整備する。

なお、事故が重大である場合は、速やかに委託者に報告する。

#### (5) その他

本仕様書に記載のない事項又は軽微な事項については、委託者・受託者協議の上で実施する。

### 3 犬及び猫の引取り業務

#### (1) 引取り対象とする犬及び猫

ア 受託者による引取りは、十勝、釧路及び根室(総合)振興局管内の道立保健所及び支所(以下「保健所」という。)に収容されている犬及び猫とし、飼い主や拾得者等からの直接の引取りは行わない。

イ 受託者による引取りに係る調整は、受託者、十勝、釧路及び根室(総合)振興局保健環境部環境生活課(以下「振興局環境生活課」という。)、保健所及び北海道立動物愛護センター(以下「基幹センター」という。)が連携して行う。

ウ 受託者が引き取る犬及び猫は、原則として、保健所で一定期間収容された犬及び猫であつて、一般道民への譲渡が可能な個体であると振興局環境生活課又は保健所が判断した個体を対象とする。なお、受託者が受入可能と判断した場合はこの限りではない。ただし、振興局環境生活課又は保健所において、苦痛を軽減するために安楽殺処分が必要であると判断した場合、又は、強い攻撃性を有しているため職員が安全に飼養管理できないと判断した場合を除く。

エ 引き取った犬及び猫は、その健康状態や性質等を記載した「犬猫の情報連絡票」を保健所から引き継ぎ、以後、譲渡するまで管理する。

## (2) 搬送

- ア 搬送は受託者が行う。ただし、(1)イの調整に基づき、搬送行程の一部を振興局環境生活課又は保健所が担うことを妨げない。
- イ 交通法令を遵守し、天候・道路状況に応じた運転に心がけ、事故防止に努める。
- ウ 長時間の運転を行う場合、適宜休憩を取るとともに、休憩時に収容犬猫の健康状態の確認を行う。

## 4 収容動物の飼養管理業務

事故防止に留意し、以下の業務を行う。業務遂行にあたり、必要な場合は、振興局環境生活課又は基幹センターと協議する。

- (1) 動物の収容
- (2) 収容犬猫への給餌・給水
- (3) 収容犬猫の世話（散歩、ブラッシング、馴化等）
- (4) 収容施設及び関係施設の清掃（消毒）
- (5) 収容犬猫の健康管理
- (6) 収容犬猫の体調不良等による動物病院等での受診
- (7) 収容犬猫の動物病院等での不妊去勢手術

## 5 譲渡業務

譲受希望者に対して、以下の業務を行う。

なお、面会及び譲渡の対応は平日10：00～16：00を基本とし、受託者が対応可能な場合は土日祝日等の対応も可とする。

- (1) 譲渡対象犬猫への問合せの対応及び見学日時の調整
- (2) 譲受希望者への犬猫の面会(見学)の対応（新しい飼い主ネットワーク未登録者については申込書の受理代行）
- (3) 収容犬猫の説明と飼い主の責務の説明（適正飼養・飼い主の責務・終生飼養等）
- (4) 譲受希望者に対する聴取（申込書の譲渡条件の適合状況）
- (5) 申込書とともに譲受希望者の譲渡条件への適合状況を各振興局環境生活課へ報告し審査依頼
- (6) 振興局環境生活課が譲渡の決定をした場合、譲渡決定者への誓約書の内容確認
- (7) 譲渡決定者からの誓約書の受理と写しの交付
- (8) 譲渡(引渡し)
- (9) 譲渡の実施結果と受理した誓約書を担当振興局環境生活課へ報告
- (9) 譲渡会の開催（委託契約期間中に2回程度）

## 6 譲渡の促進と適正飼養の普及啓発業務

譲渡の促進と適正飼養の普及啓発のため、以下の業務を行う。

- (1) 譲渡対象の犬猫についてホームページ・SNS等を活用した情報発信
- (2) 適正飼養に関する講習会などの開催

## 7 秘密の保持及び目的外使用の禁止事項

### (1) 秘密の保持

受託者は、この契約に基づく業務を行うにあたって、知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

### (2) 目的外使用の禁止

受託者は、業務上知り得た情報を、本委託業務の契約書、仕様書等に掲げられた目的以外に使用

することを禁止する。

## 8 その他

- (1) 受託者は、従事者に対して動物愛護意識向上のための研修・教育に心がける。
- (2) 業務実施に関して疑義が生じた際は、速やかに委託者・受託者協議の上、解決する。